

❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀
農林水産知財通信：第10号 農林水産研究の知財ネットワーク 2025年12月10日
❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀..:❀

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

街のイルミネーションがきらめき、冬の訪れを感じる季節となりました。

皆様、いかがお過ごしでしょうか。

12月は一年の締めくくりの月。忙しい毎日かと思いますが、ほっと一息つける情報をお届けしてまいります。

今回からは「知財事件簿・仮想相談事例」と題して知財に関するヒヤリハット事例をご紹介いたします。

||▶◀||

知財事件簿・仮想相談事例 vol.1

||▶◀||

❖テーマ：未譲渡性と試験栽培❖

ご相談者：私たちの県で開発中のサトイモの品種について、近々、品種登録出願をすることになりました。登録するための書類を準備する中で「品種登録願」に「本品種の種苗又は収穫物を業として譲渡した履歴」の有無を記載する欄があったため所内で確認したところ、数年前に当県の集落の営農組織に、比較試験のため増殖を口頭で依頼し、苗を預けたとの報告がありました。業としての利用ではないのですが、その際に何も書類を作成しておらず、試験結果も正式な書類で受取っていないことが分かりました。今からどうすれば良いでしょうか。

弁護士：品種登録の要件の1つに「未譲渡性」があります。これは、出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと、外国での譲渡は、日本での出願日から4年（林木、観賞樹、果樹などの木本性植物は6年）遡った日より前に譲渡していないことという意味です。ただし、「試験若しくは研究のための」譲渡の場合は、この未譲渡性の要件の例外になります。念のためですが、種苗や収穫物が需要者や消費者に評価されるだろうかといった市場調査を目的とする場合は、「試験若しくは研究のため」に当たりません。

今回、苗を預けた当時、試験研究の目的であることを裏付ける書類を作成していなかったことがご相談のポイントですね。

ご相談者：本当はどうしておけば良かったのでしょうか。

弁護士：本来は、譲渡の目的が試験又は研究目的であると認められるために、契約書を作成し、試験又は研究を目的とした譲渡であること、譲渡した品種について目的外使用をしないこと、当該品種の種苗又は収穫物を他者に譲渡しないこと、試験結果を書面で提出すること、試験研究終了後に種苗や収穫物を返還または処分すること等を確認することが必要です。

ご相談者：今からでも、できることはありますか？

弁護士：今回、客観的に試験研究目的であることを示す書類等がないため、良い状況ではありません。これからとなりますが、県の集落の営農組織の中の何か所、どこで実際に栽培が行われたのか、その際の種苗、収穫物がどうなっているのか調査・確認を行ってください。その結果、口頭で約束していたとおり、試験目的の範囲内で行われていることが確認できましたら、実際にいつ、どのように試験が行われたか、種苗や収穫物をどのように処分したか等事実を記録化し、また、第三者に種苗や収穫物を譲渡していないことを書面で確認しましょう。

ご相談者：実際は、譲渡当時の書類ではないため、どのように書けばよいでしょうか。

弁護士：さかのぼったこの日付で作成するわけにはいかないのですが、種苗の譲渡を受けた日付、試験研究目的であったことの確認、試験研究を実施した期間、試験研究結果等について、日付をできるだけ特定して作成してください。当時作成できなかった特段の理由があれば記載しても良いですが、記載しなくても問題ありません。

ご相談者：作成した書面は、どうすれば良いですか？

弁護士：出願書類には、特に添付して提出する必要はありません。しかし、将来問題が生じないよう手元で保管をお願いします。

ご相談者：ほかにすべきことはありますか？

弁護士：今後のために、試験研究目的で譲渡する場合の契約書等のひな型をご準備いただき、必ずそれを使うことを所内で周知いただくと良いですね。

【参考資料】

「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-1.pdf>

35～36頁

<次回の配信予定>

テーマ：個別ネットワークの活動経過#2

配信時期：12月24日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL : <https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。